

○新潟県中東福祉事務組合監査委員の設置及びその事務の執行に関する条例

昭和 39 年 12 月 28 日組合条例第 4 号

改正

昭和 61 年 8 月 30 日組合条例第 2 号

平成 24 年 3 月 6 日組合条例第 3 号

(監査委員の設置)

第 1 条 本組合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 195 条第 2 項の規定により、監査委員 2 名を置く。

(職務)

第 2 条 監査委員は、法第 199 条の規定により、組合の財務に関する事務の執行及び組合の経営に係る事業の管理を監査する。

(定期監査)

第 3 条 法第 199 条第 4 項の規定による定期監査は、毎年 10 月これを行う。

(現金出納の検査)

第 4 条 法第 235 条の 2 第 2 項の規定による現金出納検査は、毎月 20 日から月末の間に行う。ただし、特別の事情があるときは、監査委員が別に定める。

(補則)

第 5 条 この条例に定めるものを除くほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 8 月 30 日組合条例第 2 号）

この条例は、昭和 61 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 6 日組合条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。